

標準文書保存期間基準(保存期間表)

関東森林管理局 伊豆森林管理署

R5.4

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
1	法令及び通達	法律	令和XX年 度 法律の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の通達等に関する文書	5年	2(1)①1	廃棄
3	法令及び通達	政令	令和XX年 度 政令の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の通達等に関する文書	5年	2(1)①3	廃棄
4	法令及び通達	省令	令和XX年 度 省令の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の通達等に関する文書	5年	2(1)①4	廃棄
4	法令及び通達	規則	令和XX年 度 規則の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の規則等に関する文書	5年	2(1)①4	廃棄
4	法令及び通達	規則	令和XX年 度 公印規則に基づき行われる局発議の制 定又は改廃に関する文書	5年	2(1)①4	廃棄
4	法令及び通達	施行令	令和XX年 度 森林管理局発議の施行令等に関する文 書	5年	2(1)①4	廃棄
4	法令及び通達	施行令	令和XX年 度 施行令の制定又は改廃に基づき行われ る局発議の施行令等に関する文書	5年	2(1)①4	廃棄
14	法令及び通達	訓令	令和XX年 度 訓令の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の通達等に関する文書	10年	2(1)①14(2)	移管
14	法令及び通達	告示	令和XX年 度 告示の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の通達等に関する文書	10年	2(1)①14(2)	移管
14	法令及び通達	規程	令和XX年 度 規程の制定又は改廃に基づき行われる 局発議の規程等に関する文書	10年	2(1)①14(2)	移管
14	法令及び通達	通達	令和XX年 度 森林管理局発議の通達等に関する文書	10年	2(1)①14(2)	移管
14	法令及び通達	通達	令和XX年 度 通達の制定又は改廃に基づき行われ る局発議の通達等に関する文書	10年	2(1)①14(2)	移管
14	法令及び通達	内部規定	令和XX年 度 森林管理局発議の内部規定の制定、改 廃等に関する文書	10年	2(1)①14(2)	移管
19	企画調整	評価	令和XX年 度 事業評価等政策評価に関する文書(総事 業費10億円未満)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	企画調整	評価	令和XX年 度 事業評価等政策評価に関する文書(総事 業費10億円以上)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	職員厚生	宿舍の建設	令和XX年 度 厚生施設関係工事実行に関する文書(総 事業費10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	職員厚生	宿舍の建設	令和XX年 度 厚生施設関係工事実行に関する文書(総 事業費10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
19	経理	営繕	令和XX年 度 営繕工事实行に関する文書(総事業費10 億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	経理	営繕	令和XX年 度 営繕工事实行に関する文書(総事業費10 億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	計画	境界	令和XX年 度 測定事業の請負に関する文書(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	計画	境界	令和XX年 度 検測等の請負契約に関する文書(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	造林	令和XX年 度 造林事業に関する文書(総事業費10億円 未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	造林	令和XX年 度 造林事業に関する文書(総事業費10億円 以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	森林整備	造林	令和XX年 度 造林請負関係	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	種苗	令和XX年 度 種苗事業の実行に関する文書(総事業費 10億円未満)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	種苗	令和XX年 度 種苗事業の実行に関する文書(総事業費 10億円以上)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	森林整備	林道	令和XX年 度 土木事業の実行に関する文書(総事業費 10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	林道	令和XX年 度 土木事業の実行に関する文書(総事業費 10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	森林整備	林道	令和XX年 度 林道新設、改良工事(総事業費10億円未 満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
19	森林整備	林道	令和XX年 度 林道新設、改良工事(総事業費10億円以 上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	森林整備	林道	令和XX年 度 林道請負工事(総事業費10億円未満) (〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	林道	令和XX年 度 林道請負工事(総事業費10億円以上)(〇 〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	森林整備	林道被害	令和XX年 度 土木関係災害に関する文書(総事業費10 億円以上)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	森林整備	林道被害	令和XX年 度 土木関係災害に関する文書(総事業費10 億円未満)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	森林整備	林道審査	令和XX年 度 調査測量及び設計の委託、請負	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	収穫調査	令和XX年 度 収穫事業実行に関する文書(総事業費10 億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	収穫調査	令和XX年 度 収穫事業実行に関する文書(総事業費10 億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	販売	立木販売	令和XX年 度 立木販売に関する文書(重要なもの)(総 事業費10億円未満)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	立木販売	令和XX年 度 立木販売に関する文書(重要なもの)(総 事業費10億円以上)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	販売	立木販売	令和XX年 度 立木販売及び事業実行に関する文書(総 事業費10億円未満)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	立木販売	令和XX年 度 立木販売及び事業実行に関する文書(総 事業費10億円以上)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
19	販売	生産	令和XX年 度 製品生産事業の実行に関する文書(総事 業費10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	生産	令和XX年 度 製品生産事業の実行に関する文書(総事 業費10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	販売	生産	令和XX年 度 製品生産事業の請負に関する文書	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	機械管理	令和XX年 度 製品事業実行に関する文書(機械)(総事 業費10億円未満)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	販売	機械管理	令和XX年 度 製品事業実行に関する文書(機械)(総事 業費10億円以上)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	治山	国有林野内 災害	令和XX年 度 国有林野内治山事業の災害に関する文 書(総事業費10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	治山	国有林野内 災害	令和XX年 度 国有林野内治山事業の災害に関する文 書(総事業費10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	治山	調査	令和XX年 度 治山事業調査設計に関する文書(総事業 費10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	治山	調査	令和XX年 度 治山事業調査設計に関する文書(総事業 費10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	治山	国有林治山	令和XX年 度 国有林野内治山事業の実行に関する文 書(総事業費10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	治山	国有林治山	令和XX年 度 国有林野内治山事業の実行に関する文 書(総事業費10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	治山	国有林治山	令和XX年 度 治山事業実行に関する文書(総事業費10 億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
19	治山	国有林治山	令和XX年 度 治山事業実行に関する文書(総事業費10 億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	治山	国有林治山	令和XX年 度 国有林野内直轄治山事業に関する文書 (総事業費10億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	治山	国有林治山	令和XX年 度 国有林野内直轄治山事業に関する文書 (総事業費10億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
19	治山	国有林野補 助治山	令和XX年 度 国有林野内補助治山事業(総事業費10 億円未満)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	廃棄
19	治山	国有林野補 助治山	令和XX年 度 国有林野内補助治山事業(総事業費10 億円以上)(〇〇)	事業終了の日に 係る特定日以後5 年又は事後評価 終了の日に係る 特定日以後10年 のいずれか長い 期間	2(1)①19	移管
備考 五	企画調整	事業統計	令和XX年 度 国有林野事業統計書の様式改正に関す る文書	5年	-	廃棄
備考五	企画調整	企画	令和XX年 度 災害に関する文書(激甚災害)	5年	2(2)①	移管
備考五	経理	契約等	令和XX年 度 契約等に関する文書のうち契約期間が7 年以上にわたるもの	契約満了後5 年	-	廃棄
備考五	計画	国有林森林 計画	令和XX年 度 国有林野の地域別の森林計画に関する 文書(関係県知事及び市町村長意見等) (署等に保管された同一文書)	10年	-	廃棄
備考五	計画	国有林森林 計画	令和XX年 度 国有林の地域別森林計画の樹立及び変 更に関する文書(署等に保管された同一 文書)	10年	-	廃棄
備考五	指導普及	技術開発	令和XX年 度 技術開発に関する文書	5年	-	廃棄
備考五	指導普及	試験調査	令和XX年 度 林業試験及び調査研究に関する文書	10年	-	廃棄
備考五	指導普及	試験調査	令和XX年 度 小笠原母島の希少樹種等遺伝資源に関 する文書	10年	-	廃棄
備考五	指導普及	試験調査	令和XX年 度 各種試験、調査、研究に関する文書	3年	-	廃棄
備考五	指導普及	林木遺伝資 源保存林台 帳	令和XX年 度 林木遺伝資源保存林台帳	常用	-	廃棄
備考五	指導普及	緑の普及	令和XX年 度 森林・林業の普及に関する文書	5年	-	廃棄
備考五	指導普及	指導普及	令和XX年 度 森林・林業の普及に関する文書	1年	-	廃棄
備考五	国有林野管 理	国有林野管 理	令和XX年 度 漁業法の適用に関する文書	10年	-	廃棄

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーション地区管理経営方針に関する文書	20年	1【I】【III】	移管
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森等調査指定に関する文書	20年	1【I】【III】	移管
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森管理経営方針書	常用	1【I】【III】	移管
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーション地区施設整備状況整理簿	5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーション事業用地貸付使用に関する文書	5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森等に関する文書	5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森整備モデル事業に関する文書	5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森施設の整備	5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森(含森林空間総合利用)	5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	森林利用	令和XX年度 森林レクリエーションの森陳情	3年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	分収林	令和XX年度 分収育林に関する文書	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	分収林契約等	令和XX年度 分収造林施業記録簿	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	分収林契約等	令和XX年度 分収造林契約に関する文書	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	分収林契約等	令和XX年度 分収育林契約の変更に関する文書	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	分収林契約等	令和XX年度 分収育林契約に関する文書	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	官行造林契約等	令和XX年度 公有林野等官行造林契約に関する文書	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	国有林野管理	官行造林契約等	令和XX年度 公有林野等官行造林契約変更解除に関する文書	契約満了後5年	-	廃棄
備考五	販売	副産物販売	令和XX年度 土石(林地開発)	5年	-	廃棄
備考五	販売	副産物販売	令和XX年度 土石(全体計画)	計画終了後から3年	-	廃棄
備考五	樹木採取権	樹木採取権	令和XX年度 樹木採取区の指定に関する文書(専門家との懇談会)	5年	-	廃棄
備考五	樹木採取権	樹木採取権	令和XX年度 樹木採取権の実行に関する文書	樹木採取権に係る事業が終了した日に係る特定日以後5年	-	廃棄

別表第1 の事項 欄の番 号	文書分類			保存期間	文書管理規則の別 表第2の該当事項・ 業務の区分	保存期 間満了 時の移 管・廃棄
	大分類	中分類	小分類(行政文書ファイル等名)			
備考五	樹木採取権	樹木採取権	令和XX年 度 樹木採取区の指定の検討に関する文書	5年	-	廃棄